


弘前ぐらしをご検討の方へ  
 東京圏からの **UJIターナー** 就職等を応援

移住支援金 最大100万円を給付します

弘前市で  
 移住/就業  
 なら

青森県公式マッチングサイト  
**「Aomori Job」掲載求人以外** の就職・転職  
**就農や起業、事業承継** も幅広い業種で対象

**【関係人口特認】若者のUターン支援を拡充しました**

<p>関係人口                  対象要件</p>	<p>次に掲げる事項の<b>全てに該当</b>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>移住時</b>の年齢が<b>40歳未満</b>であること。</li> <li>② 過去に弘前市に<b>在住していたことがある</b>※こと。※おおむね1年以上</li> <li>③ ひろさき移住サポートセンターの相談者の移住であること。</li> <li>④ 令和3年3月16日以降に移住し、就業、就農、起業または事業承継すること。</li> </ul>		
<p>関係人口                  申請要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 移住後<b>3か月以上1年以内</b>であること。</li> <li>② 申請時において就業、就農、起業または事業承継から<b>3か月以上経過している</b>こと。</li> <li>③ 上記の要件を<b>満たし令和4年1月31日までに申請</b>すること。</li> <li>④ 申請日から<b>5年以上、継続して弘前市に住む意思がある</b>こと。</li> </ul> <p>※申請後1年以内に就業先を退職・解雇、離農、廃業等した場合は支援金を全額返還していただきます。</p>		
	<p>就業の場合</p>	<p>就農の場合</p>	<p>起業または                  事業承継の場合</p>
	<p>次の<b>全てに該当</b>する就業先であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 官公庁等でないこと。</li> <li>● 雇用保険の適用事業主であること。</li> <li>● 風営法に定める風俗営業者でないこと。</li> <li>● 反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。</li> </ul> 	<p>次の<b>いずれかに該当</b>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による“認定農業者”であること。</li> <li>● 同法第14条の4第3項の規定による“認定新規就農者”であること(ただし農業次世代人材投資事業【経営開始型】の資金交付を受けていないこと)。</li> <li>● 農業次世代人材投資事業【準備型】を活用していること。</li> <li>● 市の農業里親研修(里親実践研修)を受講していること。</li> </ul> 	<p>次の<b>全てに該当</b>する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 風営法に定める風俗営業者でないこと。</li> <li>● 反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。</li> </ul> 


## 1. 支給金額

世帯での移住: 100万円 単身での移住: 60万円

## 2. 支給対象者

①対象求人に就業した方	マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された方。
②専門人材に該当する方	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。
③テレワーカー	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う方。
④関係人口に該当する方	弘前市の関係人口要件は表面をご参照ください。
⑤起業した方	起業支援金の交付決定を受けた方。

## 3. その他の要件

①移住元	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上(直近の1年間は連続)、東京23区内に在住していた方又は東京圏※1に在住し、東京23区内に通勤していた方。</li></ul> <p>※1 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のこと。ただし、条件不利地域を除く。</p>
②移住先	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年4月27日以降に弘前市に住民票の異動を伴い移住した方。</li><li>※上記2の②～④の方は、令和3年3月16日以降に移住した方が対象です。</li><li>・申請時において移住後3か月以上1年以内の方。</li><li>・申請後5年以上継続して弘前市に居住する意思のある方。</li></ul>
③就業	<ul style="list-style-type: none"><li>・移住支援金申請日から5年以上継続して勤務する意思がある方。</li></ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"><p><b>就業要件(上記2の①・②のみ適用)</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・勤務地が青森県内であること。</li><li>・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。</li><li>・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</li></ul></div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"><p><b>対象求人(上記2の①のみ適用)</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・マッチングサイト掲載求人のうち、対象マークがあるもの※3が対象。</li></ul><p>※3 三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人は対象外です。</p></div> 

## 4 ご相談・お問い合わせ先

弘前市商工部商工労政課雇用支援係

TEL 0172-35-1135 / FAX 0172-35-1105 / E-mail shokou@city.hirosaki.lg.jp

企画部企画課人口減少対策担当

TEL 0172-40-7121 / FAX 0172-35-7956 / E-mail kikaku@city.hirosaki.lg.jp

ひろさき移住サポートセンター東京事務所

TEL 03-6256-0801 / FAX 03-6256-0802 / E-mail tokyo@city.hirosaki.lg.jp